## 「事案 15-3 ] 死亡保険金請求

- ・平成 15 年 6 月 9 日 裁定申立書受理
- ・平成15年7月14日 裁定不開始(提訴)

## < 申立人の主張 >

申立人は、新たな契約をしたものの、自殺により死亡保険金請求をしたが鬱病治療中であり告知義務違反があったとして死亡保険金受領権を喪失させられた。解除された契約は主契約と定期特約を同時期に契約したものだが旧特約と新特約を比較すると保険金額もほぼ同額であり、乗り換える必要もメリットもなかった。故人は新特約は鬱病のため解除されることを知っていれば乗り換えることはなかった。

これは保険業法 300 条 4 号によるところの営業職員が不利益を告げないで乗り換え募集したことによって契約を消滅させられたものである。よって、保険会社は民法 715 条により使用者責任を負うので、損害賠償金を支払うこと。

## <保険会社側の主張>

告知義務違反により保険契約を解除したもの。当社の調査では、契約者の意向に沿った契約内容で募集がなされており、営業職員の説明にも落ち度はないので当社が譲歩すべき理由はない。本件は契約者が死亡しているため事実認定が困難なことなどから、訴訟による解決が適当であると考えるので、裁定不承認とする。

## <裁定の概要>

保険会社より、上記のとおり提訴する旨裁定審査会あて裁定不承認の届出があった。 裁定審査会は、保険会社が裁判により解決を図ることについて相当の理由があると認 め、申立人あて「保険会社は、裁判により解決を図ることを明確にしていることから、 裁定審査会は裁定を開始しない」旨の通知を行った。

なお本件は、保険会社が裁判所に提訴する前の平成 15 年 7 月、申立人の代理人弁護士から簡易裁判所あて民事調停の申立てが行われたが不調となり、平成 16 年 1 月、申立人から訴訟が提起されたため、保険会社は応訴した。